



厚生年金保険料率が 9月分から18.3%で固定されます

平成16年の年金制度改正より、厚生年金保険料率は上限を決めた上で、毎年段階的な引き上げが行われてきました。

平成30年9月分からは18.3%に改定され、以後18.3%に固定されます。

厚生年金の保険料率



改定時期	保険料率	うち組合員の保険料率
平成29年9月～	17.986%	8.993%
平成30年9月～	18.3%	9.15%

POINT

年金制度は、平成16年の制度改正以来、急速に進行する少子高齢化を見据え、将来にわたり年金制度を持続的で安心できるものとするため、給付と現役世代の負担の両面にわたる見直しが実施され、保険料率の引き上げや、マクロ経済スライドによって年金の給付水準を自動的に調整する年金財政の仕組みが構築されました。

予定されていた保険料率の引き上げが本年9月に完了することにより、収入面では、年金財政の仕組みが完成したことを踏まえ、今後は決められた収入の範囲内で、年金の給付水準が確保され、長期的視点に立って年金制度が運営されていくと思われます。

年金額の改正ルールが見直されました

【マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し】

日本の公的年金制度は、「社会全体の公的年金制度を支える力(現役世代の人数)の変化」と「平均余命の伸びに伴う給付費の増加」というマクロでみた給付と負担の変動に応じて、給付水準を自動的に調整する「マクロ経済スライド」という仕組みが導入されています。その仕組みが平成30年4月から見直されました。

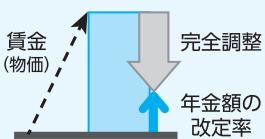
どう変わるの?

今まででは年金受給者に配慮して、前年度より年金額を下げる調整までは行わない措置(名目下限措置)をとっていました。平成30年4月からは、名目下限措置を維持しつつ、景気回復期に過去から繰り越した未調整分を調整する仕組み(キャリーオーバー)が導入されました。この仕組みにより、平成30年度の未調整分(▲0.3%)は繰り越されることになります。

また、平成33(2021)年4月からは、物価に比べ賃金が低下する場合には、賃金の変動に合わせて年金額を改定(賃金スライド)するよう改定ルールが見直されます。

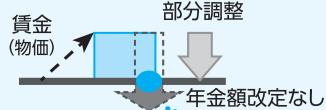
景気回復局面においてキャリーオーバー分を早期に調整(高齢者の年金の名目下限は維持)

I 景気拡大期



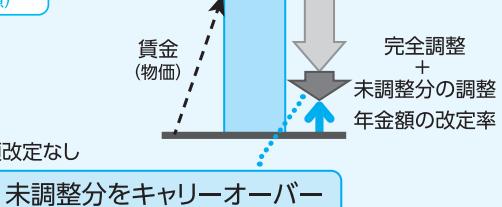
II 景気後退期

年金額の名目下限を維持
(現在の高齢世代に配慮)



III 景気回復期

キャリーオーバー分の調整



年金額は、賃金や物価が上昇すると増えていますが、一定期間、年金額の伸びを調整する(賃金や物価が上昇するほどは増やさない)ことで、保険料収入などの財源の範囲内で給付を行いつつ、長期的に公的年金の財政を運営していきます。5年に一度、**財政検証**を行い、年金額の伸びの調整を行う期間(調整期間)を見通しています。

④ 「財政検証」については次のページへ